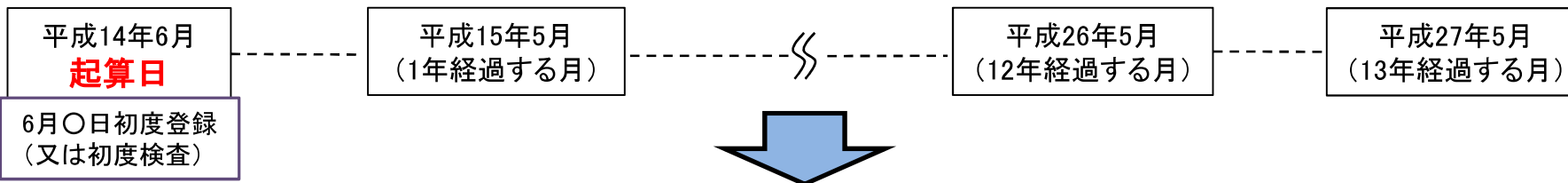


新車新規登録等から13・18年経過する自動車の経過年数の考え方(参考)

① 登録自動車及び小型二輪車の場合

原則として、初度登録年月(小型二輪車の場合は初度検査年月)から12年11ヶ月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「**13年経過**」となります。(租税特別措置法:第九十条の十一の二、第九十条の十一の三)

例:平成14年6月に初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)を受けた自動車の場合

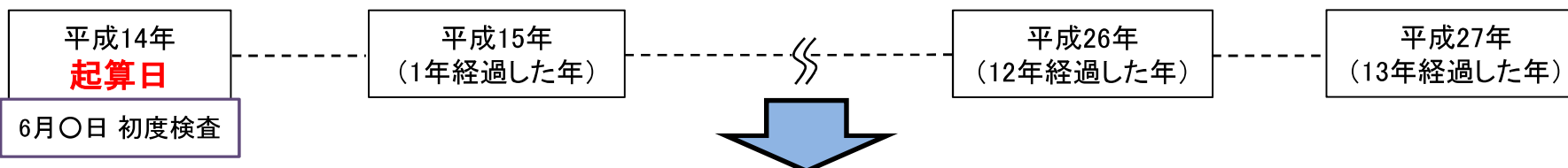


平成14年6月に初度登録(又は初度検査)を受けた自動車の適用日は、平成27年5月1日からです。初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)の際に自動車検査証の交付を受けた「日」に関係なく、**当該交付年月から13年経過する月の1日以後に受ける検査**から適用されます。

② 検査対象軽自動車(二輪を除く)の場合

原則として、初度検査年から13年を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「**13年経過**」となります。(租税特別措置法施行令:第五十一条の三)

例:平成14年に初度検査を受けた自動車の場合



平成14年に初度検査を受けた自動車の適用日は、平成27年12月1日からです。初度検査の際に自動車検査証の交付を受けた「月日」に関係なく、**当該交付年から13年経過した年の12月1日以後に受ける検査**から適用されます。

※ 「18年経過」の考え方も同様。

※ 離島に使用の本拠の位置を有する自動車については、13年(18年)を経過する月の前月から適用されます。